

環境衛生管理仕様書

この仕様書は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、下関市消防局・中央消防署合同庁舎（以下「庁舎」という。）の衛生的環境を維持するとともに、施設の損耗防止を図るもので、業務の大要を示すものであるから、本仕様に記載ない事項であっても管理上必要と認めた事項については委託料の範囲内で実施するものとする。

記

- 1 業務の遂行に当たっては、建築物環境衛生管理技術者（以下「技術者」という。）を定め、庁舎の衛生的管理について監督を行わせること。なお、別に作業員2名を常駐させ、作業日は毎週月曜日から金曜日までとし、作業時間は9時00分から16時00分までとする。（うち1時間休憩）ただし、祝日及び委託者の指定する日（8月13日～8月15日、12月29日～31日、1月2日、3日）は業務を要しない日とする。また、荒天等により作業日に作業できない場合は、委託者と協議し、作業日を作業日以外の日に変更することができることとする。
- 2 業務内容は、庁舎の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、こん虫等の防除とし、環境管理基準表により実施すること。
- 3 業務委託場所に当たっては、下関市岬之町17番1号 下関市消防局・中央消防署とする。
- 4 業務委託期間に当たっては、令和8年7月1日から令和11年6月30日までとする。
ただし、この委託契約は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受ける委託契約である。
- 5 業務の委託料は、月払いとする。
なお、年度の途中において契約を解除したときの委託料の額は、前項に定める額を日割計算して得た額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）とする。
- 6 受託者は、契約締結後、仕様書及び基準表に基づき業務実施計画表を作成し、速やかに委託者に提出して、その承認を受けること。
- 7 受託者は、業務の実施に当たり、技術者を選任し、作業員2名(常駐)の指揮監督に当たらせるものとする。
 - (1) 受託者は、技術者及び作業員(以下「作業員等」という。)を業務に従事させようとするときは、あらかじめ作業員等の名簿を委託者に提出しなければならない。作業員等に異動がある場合も同様とする。
 - (2) 委託者は、業務に従事する作業員等について、作業員等として不相当と認めるときは、受託者に対して作業員等の変更を求めることができる。
- 8 受託者は、作業員等にその日の業務終了後、所定の日誌に必要事項を記入させ、委託者の指定する者の検査を受けさせること。
- 9 受託者は、毎月の業務が完了したときは、関係書類を添付した委託業務完了報告書速やかに委託者に提出しなければならない。
- 10 業務実施に当たっては、受託者は次の事項に十分注意すること。
 - (1) 庁舎勤務の職員並びに利用者に迷惑をかけないよう配慮すること。

- (2) 業務に従事中は、静粛にし、衛生及び火気の取扱いには十分注意すること。
 - (3) 備品、置物等は、丁寧に取扱うこと。
 - (4) じん芥を飛散させないこと。
 - (5) ガソリン、ベンジン等の引火性薬品は使用しないこと。
 - (6) 水の使用の際は、機械設備等を濡らさないこと。
 - (7) 電気、水道、ガスの使用に当たっては、極力節約に努めること。
 - (8) その他、細部について必要な事項は、委託者と協議し、処理すること。
- 11 委託者は、受託者に作業員等の詰所を無償で提供する。
 - (1) 受託者は、前項の規定により委託者から提供された詰所を善良に管理し、これらの使用に際しては、火気等に十分注意するほか、常に清潔に保つよう心がけなければならない。
 - (2) 受託者の詰所の使用に伴う電力代等は、委託者の負担とする。
 - (3) 受託者は詰所を業務のためのみに使用し、これに伴う電力等については、極力節減し、効率的に行わなければならない。
 - 12 業務に使用する機械材料については、すべて品質良好なものを使用すること。
 - 13 業務に使用する材料及び機械器具類は、受託者の負担とし、電気、水道、ガス及び業務上必要な電話の使用料は委託者の負担とする。
 - 14 業務の実施に当たり、受託者が建物、備品その他に対し、損害を与えたときは受託者の負担とする。
 - 15 業務実施中、破損箇所及び庁舎の異状を発見したとき、並びに環境管理基準に基づき検査測定の結果、基準に不適合となったときは、直ちに委託者に報告すること。
 - 16 清掃については、清掃作業基準表によるが、建物構造や対象物に最も適した方法で丁寧に実施すること。
 - 17 受託者は、業務を自ら行うものとし、第三者に業務を再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者による承認を受けたときは、この限りでない。
 - 18 業務のうち、環境に関する配慮事項にあつては、別記1「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
 - 19 義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
 - 20 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別記3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。